

## 高麗國初の廣評省と内議省

矢 木 毅

はじめに	二六七	三 内議省の成立	二八五
一 「金傳告身」の分析	二六九	四 内史門下の成立	二八八
二 廣評省會議と「和白」	二七五	おわりに	二九四

### はじめに

高麗の官僚制度は大抵中國唐朝の制度に倣ったものといわれている。しかし唐制を継受する以前の高麗固有の官制がどのようなものであったのか、またその固有の官制が唐制を継受することによってどのように變化していくことになったのか、等々の點については、史料の不足もあって、從來必ずしも明確に論じられてきたわけではなかった。

そうした中であって、『三國遺事』卷二、紀異第二、新羅、金傳大王條に移録されている高麗國初の「冊尙父誥」——いわゆる「金傳告身」——は、唐制を全面的に継受する以前の高麗固有の官制を伝える第一級の史料として、つとに注目を集めている。

新羅敬順王・金傳は、新羅國最後の王として高麗太祖十八年（九三五）に高麗國に歸順し、高麗王室と相互に婚姻を結ぶが、その後、一女を第六代國王景宗の妃（憲肅皇后）として納妃することによって、つまるところ金傳は高麗國王の外舅となった。

この時、景宗即位年（九七五）十月甲子に金傳を尊んで「尙父」に封じた任官辭令（告身）の内容を移録したものが、『三國遺事』のいわゆる「金傳告身」に他ならないが、この「金傳告身」には『高麗史』『東文選』などにも移録されている任官辭令の本文（敕詞）の部分のみならず、當該告身の施行手續きを示す書式の部分までもが完全に移録されており、この書式の部分から、當時の官僚機構が告身ないし王命文書一般の發令に際して、これにどのように關與していたのかを具體的に解明する糸口をつかむことができるのである。

もとより高麗國初の官僚制度については、これまでも邊太燮氏、李泰鎮氏、李基白氏などによって制度史的な分析が行われており、また「金傳告身」については木下禮仁氏が、これを中國唐朝の告身制度と比較することによって、原文書の形式を復元するという極めて重要な研究成果を擧げておられる<sup>2)</sup>。しかし、こうした諸先學による國初官制の理解においても、内奉省をはじめとする個々の官廳の位置づけや、いわゆる廣評省會議の位置づけについては再考すべき餘地が少なくはないのではないか。

「金傳告身」を通して浮かび上がる高麗國初の官制は、それ自體、唐制の影響を受けながらも、新羅・泰封以來の固有の官制を色濃く残した高麗獨特の構造を示している。本稿ではそうした國初官制の固有の構造を明らかにし、それが唐制の繼受によってどのように變質していったのかを明らかにすることを通して、高麗における中國的な專制王權の伸長の過程を跡づけていくことになろうと思う。

一 「金傳告身」の分析

『三國遺事』卷一、紀異第二、新羅、金傳大王條に移録されている高麗景宗即位年（北宋太祖開寶八年、九七五）の「册尙父誥」——いわゆる「金傳告身」——については、すでに木下禮仁氏がその全文に互つての譯注を付するとともに、これを中國唐朝の「顔眞卿告身」と比較することによって、原文書の形式をも復元するという刮目すべき研究成果を擧げておられる。そこで本稿もまたこの木下氏の手法に倣って、まずは「顔眞卿告身」と「金傳告身」の文書様式を比較し、その異同を通して國初官制の特質を捉えていくことにしたい。

史料一 「顔眞卿告身」

(a) 敕。……光祿大夫行吏部尙書充禮儀使上柱國魯郡開國公顔眞卿。……可太子少師依前充禮儀使散官勳封如前

建中元年八月廿五日

太尉兼中書令汾陽郡王臣使

中書侍郎闕

銀青光祿大夫中書舍人權知禮部侍郎臣于邵、宣奉行。

(b) 奉

敕如右。牒到奉行。

建中元年八月廿六日

銀青光祿大夫守門下侍郎同平章事上柱國炎

朝儀大夫守給事中審

(c) 月日時都事

左司郎中

吏部尙書闕

朝儀郎權知吏部侍郎賜緋魚袋

正議大夫吏部侍郎上柱國吳縣開國公賜紫金魚袋

銀青光祿大夫行尙書左丞

告光祿大夫太子少師充禮儀使上柱國魯郡開國公顏真卿。奉

敕如右。符到奉行。

主事

郎中 令史

書令史

建中元年八月廿八日下

\* (a)(b)(c)の記號は筆者が便宜的に附したものである。敕詞部分は適宜省略した。

右の「顏真卿告身」は、唐制「敕授告身式」と呼ばれるある一定の文書様式に従って作成されたものである。この告身については、つとに内藤乾吉氏や大庭脩氏などによつて的確な考證が行われているので、今更にこれを検討する必要もないが、要するに右の文書は、

(a) 皇帝の祕書機關たる中書省が皇帝の旨を奉じて敕の本文(敕詞)を起草し、皇帝の裁可を得たうえで、原本を留めて

案と爲すかたわら、別に一本を書寫してこれを門下省に送付する。

(b)門下省ではこの「敕」の内容を審議し、問題なしとすれば「敕を奉ずること右の如し、牒到れば奉行せよ」との命令文言を書き加え、原本を留めて案と爲すかたわら、別に一本を書寫してこれを尙書省に送付する。

(c)門下省の「牒」を受け取った尙書省は、再びこれを審議したうえで、「敕を奉ずること右の如し、符到れば奉行せよ」との命令文言を書き加え、原本を留めて案と爲すかたわら、別に一本を書寫してこれを受命者に發給する。

という三つの段階を経て發令された文書として解釋することができるであろう。

唐制、君主の命令文書は中書、門下、尙書の三省を經由して發令される原則になっていた。このため、三省間に見解の齟齬が生じて文書の發令に遲滯を來すことのないように、あらかじめ三省の長官（中書令、門下侍中、尙書令）が宰相會議を構成し、これらの宰相が君主の旨を受けて事案を審議した後、中書、門下、尙書の三省を経て命令文書が施行される原則になっている。しかし、後には尙書令が缺員となって宰相會議の構成員から除外され、中書、門下の長官その他が「中書門下」の名稱のもとに宰相會議を構成するようになっていくので、中書、門下に對する尙書省の地位は相對的に低下し、事實上、宰相會議の成案を奉じてこれを施行する執行機關にしか過ぎなくなっていた。以上の諸點は、これも内藤乾吉氏らによってつとに考證されているとおりである。

それでは、こうした唐制告身の基本様式——いわゆる「敕授告身式」——を踏まえたうえで、次に問題の「金傳告身」の文書様式を分析していくことにしよう。

假にも「金傳告身」が唐制告身の文書様式を繼受しているとすれば、それは當然、(a)中書省、(b)門下省、(c)尙書省の三省によって處理される三つの構成要素に分節することができはらずである。しかしそこに示されている高麗國初の官制は、唐制三省の機能に單純に比定することを許さない高麗獨特の性格を示しており、(a)(b)(c)、特に(b)(c)の區分をどこに置

くべきかについては、にわかには判断を下すことが難しい情勢にある。このため「金傳告身」の書式分析を最初に試みられた木下禮仁氏も、結局は(b)(c)の区分について明確な判断を下し得ぬままに結論を保留しておられるほどであるが、この点について敢えて私見を提示すると、「金傳告身」はおおむね次の三つの要素に分節することができるであろう。

史料二「金傳告身」

(a) 敕。……觀光順化衛國功臣上柱國樂浪王政丞食邑八千戸金傳、……可加號尙父都省令、仍賜推忠順義崇德守節功臣號、勳封如故、食邑通前爲一萬戸。有司擇日、備禮册命。主者施行。

開寶八年十月 日

大匡内議令兼摠翰林臣融、宣奉行。

(b) 奉

敕如右。牒到奉行。

開寶八年十月 日

侍中署

(c) 侍中署

内奉令署

軍部令署

軍部令無署

兵部令無署

兵部令署

廣評侍郎署

廣評侍郎無署

内奉侍郎無署

内奉侍郎署

軍部卿無署

軍部卿署

兵部卿無署

兵部卿署

告推忠愼義崇德守節功臣尙父都省令上柱國樂浪郡王食邑一萬戶金傳。奉

敕如右。符到奉行。

主事無名

郎中無名

書令史無名

孔目無名

開寶八年十月 日下

\* (a)(b)(c)の記號は筆者が便宜的に附したるもの。敕詞部分は適宜省略した。

右のいわゆる「金傳告身」において、まず(a)の段階では、内議省の長官(内議令)が國王の旨を奉じて敕の本文(敕詞)を起草しており、これはいうまでもなく、唐制では中書省の職掌に當たっている。従つて高麗國初の内議省は、諸先學もすでに指摘しておられるとおり、唐制でいえば中書省に相當する國王の祕書機關として位置づけておくことができる

であろう。

問題は次の(b)(c)の區分をどこに置くかであるが、私は以下のように考えて、一番目の「侍中署」と二番目の「侍中署」との間にこの(b)(c)の區分を置くことにした。

まず、(b)の段階では、内議省(唐制、中書省)の起草した「敕」の内容を「侍中」が審議し、問題なしとすれば「敕を奉ずること右の如し。牒到れば奉行せよ」との命令文言を書き加えて、これを廣評省(唐制、尙書省)に送付する。唐制の侍中は門下省の長官として「帝命を出納」することを掌ったが、高麗國初の侍中も、この唐制に倣って國王の命令文言を審議し、これを出納することを掌っていたのであろう。このことは「侍中」というその官職名自體からも類推されることであるが、何より(b)(c)の區分を上記のように設定すれば、「王命の出納」を掌る官職としての侍中の位置づけを、「金傳告身」の構成自體に照らして一層明らかになることができるのではないかと思う。

ただし『高麗史』百官志にも記述されているとおり、高麗國初の侍中は官制の上では唐制、尙書省に相當する廣評省の長官として位置づけられており、従って(b)において「王命の出納」を掌った侍中は、次に(c)の段階において、今度は廣評省の長官として再びこの「敕」の審議に參與することになるのである。

そもそも唐制の告身では、この(c)の部分の冒頭に「月日時都事、左司郎中」との記載があり、これは門下省から送付された文書を尙書省が接受し、受理したことを示す記録の部分に當たるが、「金傳告身」にはこの部分に相當すべき記載がなく、このため(b)(c)の區分が曖昧となっている。木下禮仁氏はつとにこの點についての疑問を抱き、慎重にも(b)(c)の區分についてはその結論を保留しておられるわけであったが、先にも觸れたとおり、「王命の出納」を掌る侍中は同時に廣評省の長官としても位置づけられており、しかも新羅時代から高麗時代を通して侍中は定員一人の官職として定められているのであるから、結局、「金傳告身」に見える二つの「侍中署」は、それぞれ同一人物による署名——前者は「王命の出

納」を掌る侍中としての、後者は廣評省の長官としての——として理解することができないのではないか。

上記の假説については、一番目の「侍中署」と二番目の「侍中署」の署名を判讀し、その異同を調べれば、立ちどころに事の當否が判明するであろうが、残念ながら『三國遺事』は署名の有無を記録するだけで、その釋讀については記録を残してくれていないのである。

ともあれ、「侍中」の審議を経た「敕」は、次に廣評省(唐制、尙書省)に送付され、そこでの審議を経た後に、「敕を奉ずること右の如し。符到れば奉行せよ」との命令文言を書き加えて受命者本人(金傳)に交付される。この時、唐制とは違って、高麗國初の廣評省では、廣評省の長官(侍中)、副長官(侍郎)以外に、内奉省、軍部、兵部の長官(令)、副長官(卿)までもが問題の審議に加わることになっているが、この點は極めて重要な相違點であるから、次に節を改めて検討を加えていくことにしよう。

なお、文書の末尾に郎中、主事、書令史、孔目の署名が来るのは、最終的にこの「符」の作成を擔當した廣評省の官員・胥吏の署名である。吏・戸・禮・兵・刑・工のいわゆる六部の分掌體制は、高麗國初にはいまだ成立していないので、「符」の作成は六部がそれぞれに分掌するのではなく、唐制の都省にあたる廣評省が直接にこれを擔當することになっていた。この點はそれほど重要な問題ではないが、唐制との比較という意味では、一應の相違點として指摘しておくことはできるであろう。

## 二 廣評省會議と「和白」

前節では「金傳告身」の書式の分析から、高麗國初の内議省が唐制の中書省に、侍中が唐制の門下省に、廣評省が唐制

の尙書省に、それぞれ相當する機能を果たしていただであることを論證した。しかし唐制の尙書省が宰相府（中書門下）の成案を奉じてこれを施行するだけの單なる執行機關にしか過ぎなくなっていたと評されていることと對比してみると、高麗國初の廣評省には何かしらそれ以上の機能——すなわち、國王の意思決定に參與する議政機關としての機能——が認められていたように思われてならない。それというのも、唐制の中書省、門下省に相當すべき内議省、侍中の處理する部分、「金傳告身」においては極めて簡略に取り扱われている反面、廣評省の處理する部分においては、およそ廣評省とは直接關係のない「内奉省」「軍部」「兵部」の長官、副長官（令、卿）までもが當該「敕」の審議に參與し、これに副署しているという事實が存在するからであつて、この場合、國王の意思決定は、それが速やかに施行されるためにも、あらかじめ廣評省、内奉省、軍部、兵部の長官・副長官による協贊の意思を得ておくことが必要とされていたのではないかと考へておくことができるのである。

廣評省の主催のもとに行われる廣評省、内奉省、軍部、兵部の長官・副長官會議は、これを唐制になぞらえれば、尙書都省の主催する外廷百官の集議に準じるものとして位置づけておくこともできるであろう。唐制ではある種の特別の議案が生じた場合、尙書都省が中書省・門下省以外の外廷百官の會議を主催し、その意見を集約して皇帝に奏上する機能を果たすということになっているのである。

しかし高麗國初の官制が、そもそもは前主・弓裔の建てた泰封國の官制を繼受したものであり、泰封國の官制もまた、基本的には新羅國の官制を繼受したものに他ならないことを勘案すると、唐制との關係を云々する以前に、我々はこの廣評省會議ときわめて類似した性格を持つ會議體が、新羅固有の政治傳統としてつとに存在していた事實を想起しないわけにはいかない。

『三國遺事』卷一、紀異第二、新羅、眞德王條の記録によると、新羅には四つの靈地があり、まさに大事を議せんとす

れば、大臣は必ずその地に會してこれを謀った。そうすれば事は必ず成就したといわれている。<sup>10</sup>『新唐書』新羅傳は、この大臣會議のことを「和白」と稱しているが、それは大臣たちが國王に對して「和して白す」——すなわち全員の合意の上で國王に進言する——ということから生まれた名稱なのであろう。

こうした新羅以來の和白の傳統が、廣評省の主催する廣評省、内奉省、軍部、兵部の長官・副長官會議——これを假に廣評省會議と名附けておくことにしよう——にまで引き繼がれていることは、「金傳告身」の構成に占める廣評省會議の比重を考えれば、それ自體、決して唐突な推測とは言えまい。本節ではこの點についての檢證を行うために、廣評省、内奉省、軍部、兵部のそれぞれについて、新羅以來の職掌・沿革、並びに和白會議との關係について、順次檢討を加えていくことにしよう。

#### (a) 廣評省

廣評省の長官(侍中)、副長官(侍郎)は、それぞれ新羅・執事省の長官・副長官である中侍(侍中)、典大等(侍郎)の後身として位置づけることができる。

新羅時代の執事省は、高麗國初の廣評省と同じく、國政を統轄する最高行政機關として位置づけられていたが、その長官たる中侍(侍中)は、氏族制(骨品制)下の新羅時代には、大阿湊から伊湊までの位階をもつ「眞骨」貴族のみが就任する官職として位置づけられていた。<sup>11</sup>従って「眞骨」貴族としての中侍(侍中)は、いわゆる「和白」會議の構成員としても、當然これに參與することができたであろう。

しかし副長官たる典大等(侍郎)は、奈麻から阿湊までの位階を持つものが就任する官職であり、これは非「眞骨」貴族に對しても就任の道が開かれている官職であった。<sup>12</sup>従って「眞骨」貴族以外の侍郎は、通常「和白」會議には參與する

ことはできなかったであろう。

(b) 内奉省

内奉省の職掌・沿革については、不明の點が多い。なるほど『三國史記』職官志の撰者は、前主・弓裔時代の内奉省を「今の都省」であると説明しているが、<sup>14</sup>『高麗史』百官志の撰者も既に指摘しているとおり、都省（尙書都省）の前身は廣評省であるから、この『三國史記』職官志の比定には俄かには従うことができない。<sup>15</sup>思うに、高麗國初の内奉省は新羅時代の内省の後身であり、これは國王の家政を掌る一種の家政機關として位置づけておくことが妥當であろう。

『高麗史』百官志、外官、西京留守官條の記録によると、太祖五年（九二二）、西京には「廊官侍中・侍郎」「衙官〔令〕具壇・卿」「兵部令具壇・卿」その他の官制が設けられているが、<sup>16</sup>この西京官制の序列は當時の中央官制の序列に倣ったものであろうから、西京第一の官廳である「廊官」は中央第一の官廳である廣評省に、西京第二の官廳である「衙官」は中央第二の官廳である内奉省に、それぞれ對應しているとみなすことができるであろう。<sup>17</sup>だとすれば、中央における内奉省の職掌は、西京における「衙官」の職掌を明らかにすることによって、間接的にはあるが、これを明らかにすることができはすである。

『高麗史』百官志、外官、西京留守官條の註によると、「衙官」の「衙」とは當時の方言で「豪慕」の意と説明されているが、<sup>18</sup>これだけでは「衙官」の意味するところは今一つはっきりとしない。しかし『高麗史』太祖世家、十七年（九三三）夏五月條の記述によると、この時、禮山鎮に行幸した太祖の詔の一節には、

爾ら公卿將相、食祿の人、予の民を愛すること子の如きの意を諒とし、爾らが祿邑編戶の氓を矜むべし。その家臣無知の輩、祿邑に使用して、務めて聚斂割剝するも、爾らまた豈によくこれを知らんや。<sup>19</sup>……

とあって、當時の有力貴族（公卿將相）たちが、それぞれに「家臣」を遣わして自らの「祿邑」の管理を行わせていた事實を傳えており、この「家臣無知の輩」のことを『高麗史節要』では「衙内無知の輩」とも表記している<sup>(20)</sup>ので、こうした有力貴族の「家臣」としての「衙内」の存在が、いわゆる「衙官」の性格を考えるうえで極めて重要な手がかりになるのではないかと考えられる。

この點を一層明確に裏づける史料として、『高麗史』太祖世家、十八年（九三五）夏六月條に見える次の記述を検討しよう。おりしも長子神劍の亂を契機に高麗國に歸順することになった後百濟國王の甄萱に對し、高麗太祖は、

また萱を稱して尙父と爲し、館を南宮に授け、百官の上に位せしめ、楊州を賜りて食邑と爲し、兼ねて金帛、奴婢各々四十口、廐馬十匹を賜い、先に降るの人、信康を以て衙官と爲す<sup>(21)</sup>。

という厚遇を與えている。具體的に言うと、新しく高麗の有力貴族となった甄萱には、楊州をその「食邑」として與えると同時に、先に高麗國に歸順していた後百濟人の信康という人物をその「衙官」として任命しているわけであるが、この場合、「衙官」の職掌は主として甄萱の食邑を管理することに置かれていたであろうから、これは「公卿將相」たちの「祿邑」を管理していた「家臣」「衙内」などと全く同一の性格のもの——すなわち有力貴族の家政を管理する一種の家政機關——であったと結論づけることができるのではないか。

『高麗史』百官志にいわれる「豪幕」とは、恐らくは豪族（有力貴族）の幕下の僚屬というほどの意味で、それは高麗國初においては有力貴族の家政を管理し、具體的にはその食邑ないし祿邑を管理する一種の家政機關として位置づけられていたものであつたらう。

いわゆる衙官の性格をこのようなものとして把握すると、西京の官制において廊官（曹設）と衙官（豪幕）という二つの機關が併置されていたことの意味も一層明確にすることができるよう思う。當時、西京においては、太祖王建の從弟

である王式廉が、その長官（留守）として長年に亘ってこの地を支配していた。<sup>22</sup>この王式廉のもとには政務統轄機關としての「廊官」とは別に、彼個人の直接の権力基盤を管理するために家政機關としての「衙官」が併置されていたわけであるが、これは中央でいえば國王の政務統轄機關としての廣評省とは別に、國王の直接の権力基盤を管理する家政機關としての内奉省が併置されていた事実とまさしく同一の關係に置かれている。

こうした家政機關としての内奉省は、恐らくは新羅時代の内省の制度を継受したものであろう。

『三國史記』職官志の記述によると、新羅時代の内省（殿中省）は、もともと眞平王七年（五八五）、大宮・梁宮・沙梁宮の三宮にそれぞれ「私臣」を置き、眞平王四十四年（六二二）に至って、一員を以てこの三宮の事を兼掌するようになったところから始まっている。<sup>23</sup>ここで大宮というのは國王の本宮のこと、梁宮・沙梁宮というのは、それぞれ慶州六部のうちの一つである梁部・沙梁部にちなんで名づけられた別宮のことであらうから、要するに内省というのは國王の「私臣」として、その家政を掌る一種の家政機關であったと考えることができるのである。

一體、家政機關といっても、國王や有力貴族がそれぞれに独自の經濟基盤を保有し、その經濟基盤に立脚して國家の政治・軍事に參與していた新羅時代のような古代國家においては、この種の家政機關がそれ自體國政機關の一部として極めて重要な部分を占めていたであらうことは想像に難くない。内省所管の本宮・沙宮・沙梁宮については直接の言及はないが、同じく慶州六部のうちの一つである本彼部にちなんで名づけられた本彼宮には「財貨・田莊・奴僕」が多數所屬していたことを窺わせる史料がある。<sup>24</sup>こうした直接的な經濟基盤の上に立って、はじめて新羅の王權は「眞骨」貴族層の上に君臨することができたのであって、それだけにその經濟基盤を管理する家政機關は、王權の維持そのものにおいても極めて重要な役割を果たしていたということができらるであらう。

ちなみに『三國史記』職官志の記述によると、内省の次に記述されている——従って内省と同じく内廷に屬する——

「内司正典」（建平省）には、「議決」「貞察」「史」など、恐らくは司法・監察に關わると思われる官職が設置されているが、高麗國初の内奉省にも、恐らくはその後身と思われる「理決」「評察」「史」などの司法・監察關係の官職が存在している。<sup>26</sup>これらは基本的には官中における百官の非違を取締まるために設けられた官職であつたろうが、この内司正典の官制が内奉省の官制に、その一部分として継受されているという事實もまた、内奉省の官制が内廷に所屬する一種の家政機關として位置づけられていたことの傍證とすることができるであらう。

それではこの内奉省の前身である内省と、いわゆる「和白」會議との關係はどうなつていたのであろうか。

『三國史記』職官志の記述によると、内省の長官である私臣（殿中令）は、衿荷（大阿漚の次位）から太大角干までの位階を持つ「眞骨」貴族のみが就任する官職として位置づけられている。<sup>27</sup>従つて、「眞骨」貴族としての内省の私臣は、執事省の中侍（侍中）と並んで當然「和白」會議にも參與することができたであらう。

しかし副長官としての「卿」は、奈麻から阿漚までの位階を持つものが就任する官職であり、これは非「眞骨」貴族にも就任の道が開かれている官職として位置づけられていた。<sup>28</sup>従つて「眞骨」貴族以外の卿は、「和白」會議には參與することはできなかったであらう。

### (c) 軍部・兵部

軍部・兵部は、前者が軍隊そのものにおける指揮・命令、すなわち軍令を掌る機關であつたのに對し、後者は軍隊を編成・維持するための軍事行政一般、すなわち軍政を掌る機關であつたものと考えられる。この點に關しては、つとに諸先輩も指摘しておられるとおり、『高麗史』裴玄慶傳における次の記述が最も重要な參考史料となつている。

太祖、青州の人玄律を以て徇軍郎中と爲さんとす。玄慶と崇謙と、駁して曰く、「さきに林春吉、徇軍の吏と爲る

や、不軌を爲さんと圖り、事泄れて辜に伏す。これすなわち兵權を典りて本州に恃むが故なり。今また玄律を以て徇軍郎中と爲す。臣等ひそかにこれに惑えり」と。太祖これを善しとし、改めて兵部郎中を授く。<sup>(29)</sup>

ここで若干解説めいたことを附け加えると、當時の青州(清州)は後三國各國抗爭圏のまさしく中央に位置し、この青州勢力の向背が、後三國各國勢力の消長に決定的な影響を及ぼす位置——いわばキャスティング・ボートを握る位置——に置かれていた。その青州勢力が高麗國に歸屬すると、自ずから高麗内部においても軍事的に大きな發言力を持つことになったが、反面、いつ敵國に背反するともわからない青州勢力は、高麗内部において最も警戒を要する浮動勢力とみなされてきたことも當然のことであった。その青州から出仕している玄律が中央政府において徇軍郎中に任命されようとしたとき、徇軍郎中として軍令權(軍事命令權)を掌握した玄律が、本州の軍事力を背景として反亂ないしくデータを惹き起こすことを警戒した大臣たちは、これを軍政機關である兵部の郎中に改めることによって、玄律を軍隊の直接の指揮・命令系統からは一旦排除することに成功した、というのである。

『高麗史』百官志はこの「徇軍部」のことを、「蓋し掌兵の官なり」として説明しているが、<sup>(30)</sup>その推測も恐らくはこの裴玄慶傳の記述内容から導き出されたものに他なるまい。「金傳告身」に見える「軍部」とは、すなわちこの太祖朝の「徇軍部」が、光宗十一年(九六〇)に至って「軍部」と改稱されたもの<sup>(31)</sup>のことをいうのである。

「徇軍部」の官制は新羅時代には存在せず、また『三國史記』職官志に記載する泰封國の官制にも存在しない。さらには前述した西京の官制においても、「廊官」「衙官」の次に位置するのは「兵部」であって、ここでも「徇軍部」に相當する官制は存在しない。唯一中央にのみ置かれた軍令機關としての徇軍部は、恐らくは國王をも含めた當時の有力貴族たちがそれぞれに掌握していた私兵的な軍隊の閒を徇<sup>(32)</sup>って、それらを統一的に指揮するための司令本部として設けられた官制だったのであろう。

これに對し、兵部の官制はつとに新羅時代から存在するが、この時代には御軍部の官制は存在しないから、軍政・軍令が未分化の段階における兵部は、その兩方の事務を掌る官廳として位置づけられていたと考えられる。

問題はこの兵部といわゆる「和白」會議との關係であるが、『三國史記』職官志の記述によると、兵部の長官である兵部令は、大阿滄より太阿干までの位階を持つ「眞骨」貴族のみが就任する官職として位置づけられていた。従って「眞骨」貴族としての兵部令は、當然「和白」會議にも參與することができたであろう。

しかし兵部の副長官である兵部卿は、級滄から阿滄までの位階を持つものが就任する官職であり、これは非「眞骨」貴族にも就任の道が開かれている官職として位置づけられていた。<sup>(32)</sup>従って、「眞骨」貴族以外の兵部卿は、恐らくは「和白」會議には參與することができなかったであろう。

以上の検討を通して見ると、高麗國初の主要中央官廳である廣評省、内奉省、軍部、兵部のうち、軍部以外の廣評省・内奉省・兵部については、それぞれ執事省・内省・兵部として新羅時代からつとに存在する官制であったことが明らかにされた。また執事省・内省・兵部の長官たる中侍(侍中)、私臣、兵部令に關しては、それぞれ「眞骨」貴族として「和白」會議にも參與し得る位置に置かれていたことが明らかになった。その構成員が幾つかの主要な部分において合致している以上、高麗國初のいわゆる廣評省會議は、新羅時代の「和白」會議の後身であると、一旦は結論づけておいてよいであろう。

ただし『新唐書』新羅傳には、「官に宰相、侍中、司農卿、太府令、凡そ十有七等あり、第二骨これと爲るを得<sup>(33)</sup>」とあり、「侍中」より上位の存在として「宰相」と呼ばれる有力貴族が存在していたことが確認できるし、また前述した『三國史記』職官志の記述によると、兵部令は「宰相・私臣」を兼任することが認められているから、<sup>(34)</sup>ここでも兵部令とは一

應別個の存在として、「宰相」と呼ばれる有力貴族が存在していたことが確認できる。

思うに、この「宰相」と呼ばれる新羅の有力貴族たちは、恐らくは新羅國の起源をなす慶州六部の首長層に連なる存在であつて、「和白」會議そのものも、本來は慶州六部の首長會議にその起源を認めることができるであらう。こうした慶州六部の首長層、ないしは新羅國の有力貴族としての「宰相」たち——その首席を占めるものは、一般に「上大等」と呼ばれている——によって構成される「和白」の會議には、いわゆる「宰相」とは別に、王權の利害を代辯する存在として、執事省の中侍（侍中）、内省の私臣、兵部令などの主要な官僚たちもこれに参加することが許されていたのであらう。こうした宰相、及び官僚層による「和白」の合意事項は、「王命の出納」を掌る中侍（侍中<sup>36</sup>）を介して一旦國王に傳達され、國王の裁可を得た案件は、再び中侍（侍中）を介して執事省へと傳達された後、執事省より中外に施行される構造になっていたのであらう。

しかし骨品制度の解體した泰封・高麗の制度においては、もはや「和白」會議の主體をなす「宰相」その他の「眞骨」貴族の勢力は存在しない。これに代つて新たに擡頭した地方豪族層出身の官僚勢力が、廣評省・内奉省・軍部・兵部などの長官・副長官として舊來の「和白」會議に相當する廣評省會議に進出し、かれらが國王の意思決定を導いていく中心的な役割を果たすようになっていたのであらう。

一體、「金傳告身」の構成を分析してみると、唐制、門下省の機能に相當する部分は概して簡略に取り扱われており、王權の意思はさしたる掣肘を受けることもなく直ちに付外施行されていくように見える。王權を掣肘する門下省の不在は、一見、王權の絶對化を意味するように見えるが、實際には國王の意思決定は、かえつて付外された先の廣評省會議の存在にこそ、最も強く規定される構造になっていたといふことができるであらう。

## 三 内議省の成立

高麗國初において、國王の意思決定を規定するのは廣評省會議に代表される外廷百官の存在であった。しかしその中でも、宮中（省中）に出入し、國王に近侍することを許された一部のエリート官僚たちは、王權の利害を比較的忠實に代辯する傾向を持つようになっていったことは當然であろう。内議省、廣評省、内奉省など、宮中（省中）にその廳舎が置かれていたところから「省」という名稱を持つ官廳に所屬する官僚たちは、多かれ少なかれ、いずれもそのような性格を持った官僚たちであったが、なかでも内議省の存在こそは、國王の秘書機關として最も側近に位置する重要な權力装置であったことは言うまでもあるまい。ところが事實としては、内議省の官制は高麗開國の當初においては未だ存在せず、<sup>36</sup>王命文書の起草は、新羅・泰封以來の官制である元鳳省が専らこれを擔當していたのである。

『三國史記』職官志の記述によると、元鳳省の前身に當たるのは新羅時代の翰林臺で、翰林臺所屬の學士（翰林學士）はもとは「詳文師」といい、これが後に通文博士に改められ、さらに翰林學士に改められたのであるといわれている。<sup>37</sup>前主・弓裔の泰封國ではこの翰林臺は元鳳省と改められ、この元鳳省の官制がそのまま高麗國初に引き繼がれることになったわけであるが、ここに集う「學士」たちの政治的な位置づけは、本來必ずしも高いものではなく、新羅時代の翰林學士は「詳文師」としての——すなわち漢文作成能力に秀でた一種の藝能者としての——位置づけを必ずしも遠く離れるものではなかった。眞骨貴族が政治的・軍事的權力を獨占していた新羅時代において、いわゆる六頭品貴族を中心とする儒臣たちには、政治的な活躍の舞臺は未だ充分には準備されていなかったのである。

しかし骨品制度の解體した高麗時代に入ると、太祖は元鳳省の儒臣を好んで登用し、かれらを單なる藝能者としてでは

なく、自らの政治顧問としても積極的に登用するようになっていく。

第一に、太祖は元鳳省に年若い儒生を召して、これを將來の官僚候補生として育成することに勉めた。新羅時代、翰林臺には「所内學生」を置き、これを將來の「翰林學士」として育成する制度が存在したが、高麗・太祖もまたこの制度を継受し、中外の豪族子弟を召してこれを元鳳省の學生として育成することに勉めている。例えば太祖二十一年（九三八）、年十二にして太祖に召し出され、元鳳省の學生として例食二十碩を賜ることになった崔承老などは、その代表的な事例であろう。<sup>39</sup> こうして太祖の厚遇のもとに招請・育成されることになった儒臣たちは、今や漢文作成能力に秀でた單なる藝能者としてではなく、國王の意思決定を輔弼する一種の政治顧問としても活躍するようになっていくのである。

例えば高麗開國直後の太祖元年（九一八）六月に起こった馬軍將軍桓宣吉の亂に際してのこと。桓宣吉が兵士五十餘人を率いて内庭に突入した時、太祖はおりしも内殿に御して「學士」數人と「國政を商略」している最中であつたが、ここで「學士」というのは、他にもない、主として元鳳省に所屬する儒臣たちのことをいうのであろう。

また『高麗史』崔凝傳の記述によると、崔凝は五經に通じて善く文を屬り、前主・弓裔時代にはその「翰林郎」として王命文書（制誥）を起草すること、甚だその意に愜なったといわれている。原史料では「翰林郎」と書かれているが、それは恐らくは元鳳省の官員の別號ということであろう。高麗開國後、崔凝は引き續きその舊職に仍り、「知元鳳省事」として王命文書の起草に當つていたが、俄かに「廣評郎中」に拔擢され、その行政能力にも高い評價を受けることになる。その後、崔凝は廣評省會議に參與し得る「内奉卿」の地位にまで昇進するかたわら、引き續き王命文書の起草をも掌つて太祖の發願の疏などを製進しており、儒臣としての崔凝は、今や政治的にも重要な地位を占め得るところにまで成長していたことがわかるのである。<sup>41</sup>

このように元鳳省の儒臣が單なる藝能者としての舊套を脱し、政治的にも重要な活躍を示すようになってくると、當

然、この儒臣たちの新しい性格に應じた新しい官廳を創設することが必要となってくるであろう。

内議省の官制については、『高麗史』太祖世家、十三年（九三〇）三月戊辰條に、

白書省郎中行順・英式を以て、並びに内議舍人と爲す。<sup>(43)</sup>

とあるのが初見であり、その長官である内議令については、光宗十六年（九六五）の碑文に「内議令、太相、皇甫□□（光謙？）」とある事例<sup>(43)</sup>や、同じく光宗十六年に王子佖（後の景宗）を冊立して「王太子、内史（外？）諸軍事、内議令、正胤」と爲した事例<sup>(44)</sup>、さらには光宗十六年に「内議令」を以て卒した徐弼の事例<sup>(45)</sup>などをその初出として擧げることができる。内議省が何時創設された官廳であるのかは、結局史料の不足からはっきりとはわからないが、遅くともこの光宗朝ころまでには内議省の官制が一應確立していたことは間違いない。

この内議省の長官である内議令は、光宗朝ころまでにはすでに宰相としての地位を確立していた。たとえば『高麗史』徐弼傳の記述によると、大匡・内議令の徐弼は宰臣王威敏、皇甫光謙とともに國王光宗から金の酒器を賜った際、

臣<sup>あやま</sup>謬りて宰輔に居り、すでに寵恩を叨<sup>みだり</sup>にす。また金器を賜わらば、いよいよ分を踰えんことを懼<sup>おそ</sup>る。

と云ってこれを辭退したというから、<sup>(46)</sup>内議令に就任した徐弼には、國王の意思決定を輔弼するいわゆる「宰相」としての位置づけが、ここでははっきりと與えられていることがわかるのである。同じく『高麗史』景宗世家、元年（九七六）十一月條の記述によると、

荀質・申質を以て左右執政と爲し、皆内史令を兼ねしむ。<sup>(47)</sup>

とあって、いわゆる宰相（左右執政）が内史令の職を兼ねているが、ここでいう内史令が編纂史料には有り勝ちの表記の混亂で、本來は内議令のことを意味しているのであるとすれば、<sup>(48)</sup>この史料もまた内議令就任者が宰相としての位置づけを與えられていたことの、一つの傍證となるであろう。

問題はこうした内議省の官制が、舊來から存在していた元鳳省——光宗朝頃には學士院、後には翰林院と改稱される——の官制と、一體どのような關係に立つことになるのかということであるが、前述の「金傳告身」では「内議令」の王融が「兼摠翰林」として儒臣の最高位に立っているから、逆に言えば宰相としての地位を認められた最高位の儒臣に對してこそ、特に内議省の長官である内議令の官職が與えられることになっていたのであろう。王融以外の内議令就任者、例えば崔知夢<sup>(51)</sup>や徐弼<sup>(52)</sup>などにしても、かれらが直接に元鳳省の出身であったかどうかはわからないが、廣い意味での儒臣に屬する人物であったことは間違いない。

このほかにも、直接内議省の官員というのではないが、『高麗史』惠宗世家、元年（九四四）冬十二月條の記録には「翰林院令、平章事崔彥擥、卒す」とあり、儒臣にして「翰林院令」である崔彥擥が、同時に「平章事」として宰相の事にも參與していたことがわかっているし、<sup>(53)</sup>また光宗二十六年（九七五）の「驪州高達院元宗大師慧眞塔碑」には「光祿大夫、太丞、翰林學士、内奉令、前禮部使、參知政事、監修國史、臣金廷彦、奉 制撰」とあり、儒臣にして翰林學士の金廷彦が、同じく「參知政事」として宰相の事にも參與していたことがわかっている。<sup>(54)</sup>

こうした儒臣勢力の宰相としての成長を背景に、成宗元年（九八二）にはついに廣評省會議を解體する劃期的な官制改革が斷行されることになるのである。

#### 四 内史門下の成立

内議省の成立は、中國的な専制王權の確立を課題とする高麗國初の政治狀況において、王權により協調的な思想を抱く儒臣の勢力が、一定程度にまで成長・成熟を遂げたことを意味していた。

もとより儒臣といっても、その多くは廣評省會議の構成員と同様に地方豪族勢力の出身であり、かれらは中央官人に轉化した後も、地方州縣社會においては依然として祿邑その他の土豪的な勢力基盤を保持していた。その點、いわゆる儒臣と豪族出身官僚との間には必ずしも本質的な差異はなかったと言わなければなるまい。

しかしそうした地方州縣社會における勢力基盤を自らの豪族的な側面を通して直接的に支配しようとするのではなく、それを中央集權的な專制王權の下に組織された效率的な地方行政制度（州縣制）を通して間接的に保持していかうとするのが儒臣たちの基本的な政治姿勢であって、そうした政治姿勢は大勢としては、廣評省會議に代表される當時の豪族出身の官僚層——いわゆる外廷百官——においても廣く浸透しつつあったものといつてよいであろう。

こうした、いわば地方豪族勢力の中央官人化が進展するに伴って、はじめて高麗國の官制も一層集權的な、專制的な形態へと發展を遂げることができたわけであるが、その改革の過程については『高麗史』百官志に極斷片的な記述が残されているに過ぎない。以下は私なりの推測によって、成宗元年（九八二）三月に斷行された官制改革の内容と、その改革の歴史的な意義とを明らかにしていくことにしよう。

問題の官制改革については、『高麗史節要』成宗元年（九八二）三月の條に、

百官の號を改む。内議省を以て内史門下と爲し、廣評省を御事都省と爲す。<sup>55</sup>

とことが簡略に記録されている。しかし、これを『高麗史』百官志の記述内容と照らし合わせて検討してみると、そこでは單に稱號を改めたというだけでは濟まない官制上の重要な構造改革が斷行されていたことがわかるのである。

まず、「内議省を以て内史門下と爲す」というのは、正確には内議省を以て内史省と爲すかたわら、從來は存在していなかった門下省をこのとき新たに創設し、この兩省の長官その他を以て宰相府としての「内史門下」<sup>56</sup>を構成するという意味であつて、要するにこれは唐制の中書省・門下省、及び中書門下の制度を、基本的にはそのままに繼受したということ

に他ならない。

この時、舊來、廣評省の長官として廣評省會議を主催する立場にあつた廣評侍中は、新たに門下省の長官である門下侍中としてその所屬官廳を改めることになつたが、このことはかつての廣評省會議を解體し、内史門下の宰相府としての權威を確立するうえで、最も決定的な改革點の一つとして作用していくことになるのである。

宰相府としての内史門下は、本來、内史省の長官たる内史令と、門下省の長官たる門下侍中とによって構成されるが、このうち内史令は宗室に與える名譽的な官職として、または致仕宰相に與える名譽的な官職としてのみ用いられるので、實質的には門下侍中が首席の宰相（冢宰）となり、これに加えて門下侍郎、内史侍郎が「同中書門下平章事」もしくは「平章事」、その他、三品以上の官人が「參知政事」「政堂文學」「知門下省事」などの職名を帯びて宰相の事に參與することになっている。これらは大體は唐制に倣つたものといつてよいであろう。<sup>57</sup> なお、景宗朝から成宗朝の初期にかけては「左右執政」と呼ばれる官職が存在したが、この官職はまもなく廢止される。これは恐らくは最高官職である内議令ないしは内史令に對する加官として用いられた稱號であるうが、後には内史令の官職が實職としては任命されなくなつていくに伴つて廢止されることになつたのであろう。<sup>58</sup>

次に、長官職である侍中を失つた廣評省に對しては、新たに内奉省から内奉令が配置替えされ、これが廣評省改め御事都省の長官である都省令として位置づけられることになつた。『三國史記』職官志が内奉省のことを「今の都省」であるといつてゐるのは、このように内奉令が御事都省に配置替えされたことに伴つて、御事都省の前身そのものをも内奉省と混同してしまつたところから生じた誤解なのではないであらうか。<sup>59</sup>

御事都省の長官である都省令は、言うまでもなく、唐制でいへば尙書都省の長官である尙書令に相當する。尙書令は本來、三省の長官として宰相會議に參與すべき存在であるが、唐制では太宗がかつて尙書令であつたところから關官とさ

れ、宰相會議には參與しないことになった。高麗でも都省令は宗室などに與える名譽的な官職とされ、宰相會議には參與することがないので、以後、御事都省は宰相府（内史門下）の成案を奉じてこれを施行するだけの單なる執行機關として位置づけられていくことになるのである。

さらに、長官職としての内奉令を上記の配置替えによって喪失した内奉省について言えば、ここでは副長官としての内奉卿が、新規に長官職として位置づけられることになったのであろう。成宗元年（九八二）の官制改革に当たって内奉省がどのように改號されたのかは、史料の不足からはっきりとはわからないが、その後、成宗十年（九九一）には後述する中樞院の官制が成立するから、従来内省が管轄してきた宮中の事務は、その多くが中樞院に移管されることになったのであろう。そうして事大關係の變遷から、成宗十四年（九九五）に高麗が唐朝の官號を全面的に採用した際には、例えば御事都省が尙書都省に改められたことなど同一の筆法により、かつての内奉省は殿中省へと改められ、宮中の庶務を統轄する宮内機關として位置づけられることになったのではないかと考えられる。<sup>61</sup>

新羅以來、國王の家政機關として政治的にも重要な役割を果たしてきた内奉省は、國王の權力基盤が公的な官僚組織の上に確立し、家産的な權力基盤に依存する度合いが遞減するに伴ってその政治的な重要性を失い、單なる宮中の庶務統轄機關にまで引き下げられることになったのである。こうした官僚組織における家産的要素の遞減は、高麗國の官僚制國家としての成熟を測る一つの目安とも言えるであろう。

最後は軍部と兵部とであるが、前者は一旦廢止された後、その軍令機關としての機能は後述する中樞院へと引き渡されていくことになった。後者は御事都省に屬する六官の一つ、兵官として位置づけられ、成宗十四年（九九五）の官制改革では尙書兵部と改められることになるが、これもやはり宰相府（内史門下）の成案を奉じてこれを施行に移すための一つの執行機關として位置づけられている點において、廣評省會議に直接參與していたかつての兵部とは本質的にその位置づ

けを異にするものといわなければならないまい。

以上を要するに、成宗元年（九八二）三月の官制改革においては、それぞれ独立的な権力基盤を保有する豪族出身の官僚層による集議の場として機能していた廣評省會議は一旦解體され、中國的な專制王權の確立に即應した唐制とほぼ同様の宰相制度・三省制度が採用されることになったのである。

成宗元年（九八二）に確立したこの三省の制度は、その後、文宗十五年（一〇六一）に内史省が中書省に改稱され、これに伴って内史門下が中書門下に改稱されるなどの變化はあったが、基本的には忠烈王元年（一二七五）の官制改革——このとき高麗の三省制度は廢止される——に至るまで、連綿として受け繼がれていくことになる。この三省制度の内容は今や唐制に完全に準據したものであるが、そのことの證明としては、金・貞祐四年（高麗・高宗三年、一二一六）に發行された「惠諶大禪師告身」の文書様式を検討することが、何より一番の捷徑であろう。

史料三「惠諶大禪師告身」

(a) 「前缺」

……可特授大禪師。於戲。……主者施行。

貞祐四年正月 日

金紫光祿大夫門下侍郎同中書門下平章事修文殿大學士監修國史判兵部事臣崔 弘胤

朝散大夫尙書兵部侍郎充史館修撰官知制誥臣李 得根

(b) 門下侍郎平章事

給事中玄 君悌 等言

制書如右。請奉

制、附外施行。謹言。

貞祐四年正月 日

制可

(c)禮部尙書

禮部侍郎

尙書左丞

告大禪師。奉被

制書如右。符到奉行。

禮部郎中

主事朴

令史韓

書令史黃

乙亥九月十三日下

\* (a)(b)(c)の記號は筆者が便宜的に附したものだ。

右の告身様式は唐制で言えば「制授告身式」と呼ばれるものに相當するが、ここでは(a)中書省が制詞の原案を作成し、(b)門下省がこれを審議したのち、國王に覆奏してその裁可を受け、(c)尙書省がこの成案を奉じてこれを施行に移していることを確認することができる。幾つかの相違點——例えば門下省から送付された文書を尙書省が接受する際に、そのことの記録として記される「月日時都事、左司郎中」などの注記は、「金傳告身」がそうであったように、この「惠誼大禪師

告身」においても簡略化されて存在していない——を除外せば、この告身様式は唐制のそれと全く同一であるといつてよい。しかもこの告身においては、尙書省の官員は全く署名することなく、文書の作成擔當者である吏員の署名のみを以て直ちに文書が発行されているが、このことから王命文書（王言）の發令過程における尙書省の位置づけが、單なる執行機關として如何に形骸化しつつあったかを窺うことができるであらう。

かつては廣評省會議を主催して國王の意思決定を主體的に導いていく役割を果たしていた廣評省の、これが成宗元年（九八二）の官制改革以後における解體化された姿なのである。

### お わ り に

成宗元年（九八二）における官制改革の結果として、高麗國は唐の三省制度をほぼ全面的に繼承することになったが、同じく成宗朝におけるもう一つの重要な官制改革——成宗十年（九九一）における中樞院の創設——についても、最後に簡単に觸れておこう。

成宗元年（九八二）における官制改革の結果、従來國王の祕書機關として國王の側近にあって機密に參與していた内議省の官員たちが、新たに内史門下の構成員として、外廷百官を代表する宰相の地位にまで引き上げられることになってみると、宰相としての威嚴を保つ意味でも内史門下と國王との間には自ずから一定の距離が生じ、近侍組織としてのその本来の性格は薄れてしまう。このため國王が機密に參與する近侍の機關を、内史門下とは別個に新たに必要とするようになっていくのは當然であつて、ここに北宋の制度に倣った中樞院の官制が、新たに創設されていくことになるのである。

中樞院は本來「直宿員吏の職」として設けられたといふが、これは要するに、宮中に宿直して王命の出納を掌り、かた

わら機密の顧問に應じるといふのがその本来の姿であろう。前にも述べたとおり、國王の命令文書は、原則として内史門下の宰相に諮り、その協贊を得たうえで、内史省（中書省）が起草し、門下省が審議し、尙書省が施行することになってきたが、この中樞院の官制が成立すると、以後、内史門下の宰相に諮る必要のない宮中關係の命令事項や、表立って正式な王命を下すには差し障りのある非正規的な命令事項、さらには迅速かつ機密な處理を要する軍事上の命令事項などについては、内史門下ないし三省を經由せずに、中樞院から直接に「宣」という形態をとって命令を發することが、高麗でも宋制に倣って廣く行われるようになっていく。

たとえば高麗の王室は歴代熱心な佛教の崇拜者であったが、國師、王師クラスの僧侶の墓（佛塔）に立てる塔碑の碑文の撰述は、成宗朝以前にはおおむね「奉 制撰」「奉 教撰」とされていたのに、中樞院の成立した成宗朝以後には大體ほとんどのものは「奉 宣撰」とされている。これは儒教主義の建前から、僧侶の碑文などは内史門下ないし三省を經由する正式の王命として處理するには差し障りが生じるため、これを中樞院を經由する略式の命令形態、すなわち「宣」を以て處理しているわけであって、その他、宮中における庶務・雜務に關しても、大體は内史門下ないし三省を經由せずに、直接「宣」の命令形態を以て處理していく場合が多く見られるようになっていく。<sup>(67)</sup>

成宗朝における中國的な専制王權の確立は、國王の祕書機關である内議省の地位を引き上げ、これを内史門下という新たな議政機關に改編すると同時に、内議省に代わる新たな近侍組織としては、中國北宋の官制に倣って中樞院、後の樞密院という官廳を新たに設立するに至るのである。

内史門下と中樞院——國王の意思決定を輔弼するこの二つの議政機關の成立を待って、高麗の官僚制度はひとつの完成段階に到達したものと見えよう。

注

- (1) 邊大燮「高麗時代中央政治機構の行政體系—尙書省機構を中心に—」  
 『歴史學報』第四十七輯、一九七〇年。『高麗政治制度史研究』  
 所收、一九七一年、ソウル、一潮閣  
 李泰鎮「高麗宰府の成立」(『歴史學報』第五十六輯、一九七二年、  
 ソウル、歴史學會)  
 李基白「貴族的政治機構の成立」(『韓國史』五、一九七五年。『高麗  
 貴族社會の形成』所收、一九九〇年、ソウル、一潮閣)  
 邊大燮「高麗初期の政治制度」(『韓治勛博士停年紀念史學論叢』所  
 收、一九八一年、ソウル、知識産業社)
- (2) 『三國遺事考證』中卷、金傳告身について(木下禮仁氏執筆)(一九  
 七九年、東京、塙書房)  
 木下禮仁「『三國遺事』金傳大王條にみえる「册尙父誥」についての  
 一考察—唐告身との關連性によせて—」(『朝鮮學報』第九十三輯、  
 一九七九年、天理、朝鮮學會)
- (3) 内藤乾吉「唐の三省」(『史林』第十五卷第四號、一九三〇年。『中國  
 法制史考證』所收、一九六三年、東京、有斐閣)  
 内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」(『東方學報』京都第三册、  
 一九三三年。『中國法制史考證』所收、一九六三年、東京、有斐  
 閣)  
 大庭脩「唐告身の古文書學的研究」(『西域文化研究』第三、一九六  
 〇年、京都、西域文化研究會)
- (4) 『大唐六典』門下省、侍中條。侍中之職、掌出納帝命、緝熙皇極、總  
 典史職、贊相禮儀、以和萬邦、以弼庶務、所謂佐天子而統大政者也。  
 『高麗史』百官志、尙書省條。尙書省、太祖仍泰封之制、置廣評省、  
 總領百官。有侍中・侍郎・郎中・員外郎。
- (5) 後述する「惠謚大禪師告身」においても、「月日時都事、左司郎中」  
 というこの部分は存在しない。
- (7) 『三國史記』職官志、執事省、中侍條。中侍一人。眞德王五年(六五  
 一)置。景德王六年(七四七)、改爲侍中、位自大阿湊至伊湊爲之。  
 『高麗史』百官志、門下府、侍中條。侍中。成宗置門下侍中。文宗定  
 一人、秩從一品。
- (8) 國初の官制において「郎中」は廣評省以外にも——例えば兵部などに  
 も——置かれていた。従つて「金傳告身」末尾の郎中を必ず廣評省所  
 屬の郎中と決めつけることはできないが、やはり常識的に考えれば廣  
 評省所屬の郎中としてよいであらう。
- (9) 礪波護「唐の三省六部」(『隋唐帝國と東アジア世界』一九七九年、  
 東京、汲古書院。『唐代政治社會史研究』一九八六年、京都、同朋  
 舎)
- (10) 『三國遺事』卷一、眞德王條。王之代、有關川公、林宗公、述宗公、  
 虎林公(慈藏之父)、廉長公、庚信公、會于南山于知巖、議國事。……  
 新羅有四靈地、將議大事、則大臣必會其地謀之、則其事必成。……
- (11) 『新唐書』新羅傳、官有宰相、侍中、司農卿、太府令、凡十有七等、  
 第二骨得爲之。事必與衆議、號和白、一人異則罷。
- (12) 『三國史記』職官志、執事省條。中侍一人。眞德王五年(六五一)  
 置。景德王六年(七四七)、改爲侍中、位自大阿湊至伊湊爲之。  
 『三國史記』職官志、大輔條。儒理王九年(二九二)、置十七等。一  
 曰伊伐湊、……五曰大阿湊。從此至伊伐湊、唯眞骨受之。他宗則否。
- (13) 『三國史記』職官志、執事省條。典大等二人。眞興王二十六年(五六  
 五)置。景德王六年(七四七)、改爲侍郎。位自奈麻至阿湊爲之。
- (14) 『三國史記』職官志、……內奉省(今都省)……。右、弓裔所制官號。  
 『高麗史』百官志、尙書省條。尙書省、太祖仍泰封之制、置廣評省、  
 總領百官。有侍中・侍郎・郎中・員外郎(太祖時、又有內奉省。『三  
 國史』云、「內奉省、即今都省。」沿革與此不同)。成宗元年(九八  
 二)、改廣評省爲御事都省。十四年(九九五)、改尙書都省。
- (15) 『高麗史』百官志、外職、西京留守官條。太祖五年(九二二)、置廊
- (16) 『高麗史』百官志、外職、西京留守官條。太祖五年(九二二)、置廊

官(廊者官名、方言曹設)、侍中一人、侍郎二人、郎中二人、上舍一人、史十人。衙官(衙亦官名、方言豪幕)、「令」具壇一人、卿二人、監一人、察一人、理決一人、評察一人、史一人。兵部、令具壇一人、卿一人、大舍一人、史二人。……

(17) 『高麗史』太祖世家、元年六月丁巳條。詔曰、……遂以韓榮金行壽爲廣評侍中。韓榮剛爲內奉令、韓榮林明弼爲御軍部令、波珍榮林曦爲兵部令、……是皆稟性端方、處事不允、咸從創業之始、俱膺佐命之勳者也。闕榮林積瓊爲廣評侍郎、前守御軍部卿能駿、倉部卿能權寔、並爲內奉卿、闕榮金聖、英俊、並爲兵部卿、……是皆夙達事務、清謹可稱、奉公無怠、敏於決斷、允愜衆心者也。……

右の任官記事は、廣評省、內奉省、御軍部(後の軍部)、兵部の序列で記載されているが、これは「金傳告身」における署名の序列とまったく一致している。すなわち、高麗國初においては、廣評省、內奉省、御軍部(後の軍部)、兵部の順に、中央官廳の序列が定められているのである。

(18) 前掲、注(16)。

(19) 『高麗史』太祖世家、十七年夏五月乙巳條。幸禮山鎮、詔曰、「……王親權勢之家、安知無肆暴陵弱、困我編氓乎。予以一身、豈能家至而目親、小民所以末由控告、呼籲彼蒼者也宜。爾公卿將相、食祿之人、諒予愛民如子之意、矜爾祿邑編戶之氓。若以家臣無知之輩、使于祿邑、惟務聚斂、恣爲割剝、爾亦豈能知之。雖或知之、亦不禁制、民有論訴者、官吏徇情掩護。怨讟之興、職競由此。……」

(20) 『高麗史節要』太祖十七年夏五月條。幸禮山鎮、下令曰、「……權勢之家、又從而陵暴、予以一身、豈能家至而目親。小民所以無所控告而呼籲也宜。爾公卿將相、食祿之人、諒予愛民如子意、矜爾祿邑、務聚斂割剝、爾亦豈能知之。雖或知之、亦不禁制、……民有論訴者、官吏更相掩護。怨讟之興、職競由此。……」

(21) 『高麗史』太祖世家、十八年六月條。甄萱與季男能父、女哀福、妻妾

姑比等、奔羅州、請入朝。遣將軍庚黔弼、大臣萬歲、元甫香又、吳淡、能宣、忠質等、領軍船四十餘艘、由海路迎之。及至、復稱嘗爲尙父、授館南宮、位百官上、賜楊州爲食邑、兼賜金帛、奴婢各四十口、廐馬十四。以先降人信康爲衙官。

(22) 『高麗史』王氏廉傳、參照。

(23) 『三國史記』職官志、內省條。私臣一人。眞平王七年(五八五)、三宮各置私臣。大宮、和文大阿湊。梁宮、首胖夫阿湊。沙梁宮、弩知伊湊。至四十四年(六二二)、以一員兼掌三宮。位自矜荷至大角干。惟其人則授之。亦無年限。景德王、又改爲殿中令、後復稱私臣。

(24) 『三國史記』新羅本紀、眞平王四十四年、二月條。以伊湊龍樹爲內省私臣。初、王七年、大宮・梁宮・沙梁宮三所、各置私臣。至是、置內省私臣一人、兼掌三宮。

(25) 『三國史記』新羅本紀、文武王二年二月條。論功、中分本彼宮財貨・田莊・奴僕、以賜庾信・仁問。

(26) 『高麗史』太祖世家、元年六月丁巳條。……前廣評史倪言爲內奉理決、內奉史曲矜會爲評察。前內奉史劉吉權爲御軍郎中。其餘司省、各置郎史、用備員數、一無所缺。蓋開國之初、妙簡賢材、以諧庶務也。

(27) 『三國史記』新羅本紀、景德王七年八月條。始置貞察一員、糾正百官。

(28) 前掲、注(23)、參照。

(29) 『三國史記』職官志、內省條。卿二人。位自奈麻至阿湊爲之。『高麗史』裴玄慶傳。太祖以青州人玄律爲御軍郎中。玄慶與崇謙、駁曰、「往者林春吉、爲御軍吏、圖爲不軌、事泄伏辜。此乃典兵權而恃本州故也。今又以玄律爲御軍郎中、臣等竊惑之。」太祖善之、改授兵部郎中。

(30) 『高麗史』百官志、兵曹條、註。太祖元年(九一八)、有御軍部令・郎中。十六年(九三三)、有兵禁官郎中・史。光宗十一年(九六〇)、改御軍部爲軍部。其職掌未詳。疑皆是掌兵之官。後並廢之。

- (31) 同右。
- (32) 『三國史記』職官志、兵部條。兵部令一人。法興王三年(五一六)、始置。眞興王五年(五四四)、加一人。太宗王六年(六五九)、又加一人。位自大阿浚至大角干爲之。又得兼宰相・私臣。
- (33) 『新唐書』新羅傳。官有宰相、侍中、司農卿、太府令、凡十有七等。第二骨得爲之。
- (34) 前掲、注(32)、參照。
- (35) 『三國史記』職官志によると、中侍(侍中)の舊名は「稟主」である。稟とは下位の者が上位の者の命令を受けること、または下位のものゝ上位の者に言上してその命令を請うことであるから、和白會議の合意事項は、この「稟主」を経て國王に言上され、國王の裁可を受けていたと考へることが出来る。
- (36) 國初における主要官廳を網羅した『高麗史』太祖世家、元年六月丁巳條の記事に、内議省官人の任命記事が存在しないのがその證據である。前掲注(17)、參照。
- (37) 『三國史記』職官志、詳文師條。詳文師。聖德王十三年(七二四)、改爲通文博士。景德王又改爲翰林。後置學士。所内學生。聖德王二十年(七二二)、置。
- (38) 同右。
- (39) 『高麗史』卷九十三、崔承老傳。崔承老、慶州人。父殷含、任新羅、至元甫、久無嗣、禱而生承老。性聰敏好學、善屬文。年十二、太祖召見、使讀論語、甚嘉之、賜鹽盆、命隸元鳳省學生、賜鞍馬、例食二十碩。自是委以文柄。
- (40) 『高麗史』卷一百二十七、反逆、桓宣吉傳。桓宣吉、與弟香寔、俱事太祖、有功戴功。太祖拜宣吉馬軍將軍、委以腹心、常令率精銳、宿衛。其妻謂曰、「子、才力過人、士卒服從、又有大功、而政柄在人、可不懼乎。」宣吉心然之、遂陰結兵士、欲伺隙爲變。馬軍將卜智謙、知之密告。太祖以跡未形、不納。一日、太祖坐殿、與學士數人、商略

- (41) 『高麗史』卷九十二、崔凝傳。崔凝、黃州土山人。……自幼力學、既長、通五經、善屬文、爲睿翰林郎、草制誥、甚愜其意。睿曰、「所謂聖人、得非斯人耶。」……及太祖即位、仍舊職、知元鳳省事、俄拜廣評郎中。凝、有公輔器、曉達吏事、甚獲時譽、遇知太祖、夙夜勤恪、多所獻替、太祖每嘉納。……遷内奉卿、未幾、轉廣評侍郎。凝辭曰、「臣之同僚尹逢、長於臣十年、請先授之。」太祖曰、「能以禮讓爲國乎、何有。」(『論語』里仁)。昔聞其語。今見其人。」遂以逢爲廣評侍郎。……他日、太祖謂凝曰、「昔、新羅造九層塔、遂成一統之業。今欲開京建七層塔、西京建九層塔、冀借玄功、除群醜、合三韓爲一家。卿爲我作發願疏。」凝遂製進。十五年(九三三)卒、年三十五。……
- (42) 『高麗史』太祖世家、十三年三月戊辰條。以白書省郎中行順・英式、爲内議舍人。
- (43) 『韓國金石全文』一六二、聞慶鳳巖寺靜眞大師圓悟塔碑(光宗十六年)に、「内議令、太相皇甫□□」とある。なお、同書一六六、槐山覺淵寺通一大師碑(推定光宗朝)の陰記には「内儀省令匡謙。内奉省令俊弘。侍中仁奉。侍郎昕謙、尹謙」とあるが、このうち内議省令の匡謙は、恐らくは後述する徐弼傳の宰臣「皇甫光謙」と同一の人物であろう。だとすれば、この聞慶鳳巖寺靜眞大師圓悟塔碑(光宗十六年)に見える「内議令、太相皇甫□□」も、恐らくは「皇甫光謙」その人ということになるのではあるまいか。
- (44) 『高麗史』光宗世家、十六年、春二月條。加子仙元服、立爲王太子、内史(外?)諸軍事、内議令、正胤。宴群臣于長生殿。
- 右には「内史諸軍事」とあるが、これは「内外諸軍事」(管内外諸軍事、もしくは都督内外諸軍事の略)の誤りであろう。

- (45) 『高麗史』光宗世家、十六年、秋七月丙午條。内議令徐弼、卒。
- (46) 『高麗史』徐弼傳。徐弼、利川人。性通敏、始以刀筆進、累官至大匡・内議令。光宗賜宰臣王咸敏、皇甫光謙、及弼金酒器。弼獨不受曰、「臣謬居宰輔、已叨寵恩、又賜金器、愈懼殫分。且服用明等表、奢儉關理亂、臣用金器、君將何用。」光宗曰、「卿能不以為寶、予當以卿言為寶。」
- (47) 『高麗史』景宗世家、元年十一月條。以荀質・申質為左右執政、皆兼内史令。
- (48) 後述するとおり、「内議令」が「内史令」に改められるのは成宗元年(九八二)のことである。
- (49) 『高麗史』百官志。藝文館、掌制撰詞命。太祖仍泰封之制、置元鳳省。後改學士院、有翰林學士。顯宗改為翰林院。  
周藤吉之「高麗初期の翰林院と誥院―宋の翰林學士・知制誥との關連において―」(『高麗朝官僚制の研究』所收、一九八〇年、東京、法政大學出版局)。右の論文にも指摘されているとおり、國初の史料には元鳳省・翰林院の稱號が、まま混同して用いられているようである。
- (50) 景宗即位年の「金傳告身」には、「大匡・内議令・兼摠翰林、臣融、宣・奉・行」とあるが、この融が王融を意味することは、『韓國金石全文』一七一、山清智谷寺眞觀禪師悟空塔碑(景宗六年)に、「大匡・内議令・判摠翰林・兼兵部令、臣王融、奉 教撰」とあることから明らかである。王融は光宗朝から成宗朝にかけて、十一回にもわたって科擧を主催した當時の代表的な儒臣であった(『高麗史』選舉志、科目、凡選舉條、參照)。
- (51) 『高麗史』崔知夢傳。性清儉慈和、聰敏嗜學、學於大匡玄一、博涉經史、尤精於天文卜筮。……景宗五年(九八〇)、召選、授大匡、内議令、東萊郡侯、食邑一千戶、柱國、賜銀器、錦被褥帳、衣馬、幘頭、犀帶。
- (52) 前掲、注(46)、參照。
- (53) 『高麗史』惠宗世家、元年十二月條。翰林院令、平章事崔彥孫。
- (54) 『韓國金石全文』一六四、驪州高達院元宗大師慧眞塔碑(光宗二十六年)に、「光祿大夫、太丞、翰林學士、内奉令、前禮部使、參知政事、監修國史、臣金廷彥、奉 制撰」とある。
- (55) 『高麗史節要』卷二、成宗元年三月條、改百官號。以內議省為内史門下、廣評省為御事都省。
- (56) 高麗の宰相府が「内史門下」と呼ばれていたことについては、『高麗史』百官志には直接の記述はない。しかし次に擧げる史料から高麗の宰相府が「内史門下」と呼ばれていたことについては疑問を差し挟む餘地はないであろう。  
『高麗史』文宗世家、五年四月庚子條、内史門下奏、重興・大安・大雲等寺、創新補舊、土木興役、……  
『高麗史』文宗世家、五年四月丁未條。内史門下奏、制皇甫延為鷹揚軍大將軍、兼攝大府卿、……  
『高麗史』卷九十三、崔沆傳。内史門下奏、其父沆、在聖考朝、以清節直道、……
- (57) 『高麗史』百官志、尙書省の條には、「太祖仍泰封之制、置廣評省、摠領百官。有侍中・侍郎・侍中・員外郎」として、國初の侍中が廣評省の所屬であったことを述べ、同じく門下府の條には「成宗置門下侍中」として、侍中が門下省の所屬であったことを述べている。この侍中の配置轉換は、成宗元年に門下省が創設された際の措置と考えるのが最も自然であろう。
- (58) 拙稿「高麗睿宗朝における意思決定の構造」(『史林』第七十六卷第二號、一九九三年三月、京都、史學研究會)  
なお、「同中書門下平章事」と「平章事」は高麗では一應區別され、兩者の宰相としての権限には何らかの差異が存在したようである。おそらく「同中書門下平章事」は中書省・門下省の兩方の職務に參與し、「平章事」は中書省・門下省のうち一方の職務にのみ參與するこ

とになっていたのであろう。

- (59) 『高麗史』崔知夢傳の記述によると、荷知夢は成宗元年に「左執政、守内史令」に任命されている。これで見ると「執政」という官職は「内史令」よりも上位の官職として存在しているようであるが、その後、崔知夢は年七十八にして三たび上表して骸を乞うも許されず、朝參を免除したうえで、「内史房」に赴いて舊來どおりに視事することを命じられているので、「執政」の官職にはそれ自體としての廳舎は存在していなかったことがわかる。前掲、注(47)所引、『高麗史』景宗世家、元年十一月條の記事においても、左右執政の荀質・申質は皆内史令(内議令?)の職を兼ねているが、實際問題としてはむしろ、内史令または内議令就任者に對する加官として「執政」の稱號が與えられていたと考える方が妥當であらう。

『高麗史』崔知夢傳。成宗元年(九八二)、加左執政、守内史令、上柱國、賜弘文崇化致理功臣號、爵其父母。三年(九八四)、知夢年七十八、三上表乞骸、不允。又上書固請。乃命除朝參、赴内史房、視事如舊。

- (60) 前掲、注(14)及び(15)、参照。なお、景宗即位年(九七五)の「金傳告身」では、成宗元年(九八二)における改革以前の段階で、すでに金傳に對して「尙父・都省令」の加號が行われているが、ここでいう「都省令」は當時の官制に直接基づくものではなく、名譽官職としての唐制尙書令の形式的な模倣であらう。

- (61) 『高麗史』百官志、尙書省條。成宗元年、改廣評省爲御事都省。十四年、改尙書都省。

- (62) 『高麗史』百官志には殿中省の前身に關する記述はないが、内奉省の前身である新羅時代の内省の長官(私臣)が、一時期、殿中令と稱していたことを考え合わせると、その前身は内省および内奉省とするのが最も妥當であらう(『三國史記』職官志、内省條、参照)。

- (63) 『高麗史』百官志、兵曹條。太祖元年、置兵部令・卿・郎中。後稱兵

官、有御事・侍郎・郎中・員外郎。……成宗十四年、改兵官爲尙書兵部。

- (64) 『高麗史』文宗世家、十五年六月己卯條。以弟内史令基、改爲中書令。其餘嘗爲内史者、皆改中書。

これに伴って内史門下は中書門下に改められたが、その證據としては、例えば次の諸例がある。

『高麗史』卷十六、仁宗世家、七年六月庚戌

中書門下奏曰、「忠州人劉挺、弑父。其牧守及州吏、不能教民、請皆下吏、仍降州爲郡。」王問左右。對曰、「禮云、邾婁定公時、有弑父者、殺其人、壞其室、滂其宮而止耳。不言其所居州邑。則降州爲郡、非古法也。」從之。

『高麗史』選舉志、科目、仁宗十四年八月條。中書門下奏、國學諸生行藝分數、十四分以上、直赴第三場、十三分以下、四分以上、赴詩賦場。

『高麗史』選舉志、科目、仁宗十八年閏六月條。中書門下奏、明法業、但讀律令、基登科甚易。……

『高麗史』選舉志、科目、凡崇獎之典、明宗八年六月條。御史臺奏、舊制、新及第紅牌、降使就賜于家、迎待煩費、寒士不克供辦。自今、請於廉前賜牌。中書門下府駁奏、……(この條に見える中書門下府は中書門下の誤りであらう)。

『高麗史』選舉志、學校、仁宗九年三月條。中書門下奏、參外文臣、各定業經、注錄政案、量差學官。從之。

『高麗史』卷七十九、食貨志、科斂、元宗元年十月條。中書門下奏、收外官銀器於新興倉、以支國用。

- (65) 『韓國上代古文書資料集成』第二版、所收(李基白編著、一九九三年、ソウル、一志社)。釋文は同書によるが、明らかな誤りは同書の圖版を参照して改めた。

- (66) 『高麗史』百官志、密直司條、密直司、掌出納・宿衛・軍機之政。成

宗十年(九九一)、兵官侍郎韓彦恭、使宋、還奏、「宋樞密院、即我朝直宿員吏之職。」於是、始置中樞院。

(67) 周藤吉之「高麗初期の中樞院の成立とその構成―唐宋・五代・宋初の樞密院との関連に於いて―」(『朝鮮學報』第一一九・二〇輯、一九八六年七月)、『宋・高麗制度史研究』所收、一九九二年、東京、汲古書院)

拙稿「高麗睿宗朝における意思決定の構造」(『史林』第七十六卷第二號、一九九三年三月、京都、史學研究會)

主要参考文献

『唐代制敕研究』中村裕一著(一九九一年、東京、汲古書院)

『韓國上代古文書資料集成』第二版、李基白編著(一九九三年、ソウル、一志社)

\*

\*

\*

内藤乾吉「唐の三省」(『史林』第十五卷第四號、一九三〇年)、『中國法制史考證』所收、一九六三年、東京、有斐閣)

内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」(『東方學報』京都第三册、一九三三年)、『中國法制史考證』所收、一九六三年、東京、有斐閣)

大庭脩「唐告身の古文書學的研究」(『西域文化研究』第三、一九六〇年、京都、西域文化研究會)

井上秀雄「『三國史記』にあらわれた新羅の中央行政官制について」(『朝鮮學報』第五十一輯、一九六九年五月)、『新羅史基礎研究』所收、一九七四年、東京、東出版)

三池賢一「新羅内廷官制考」(上・下)、『朝鮮學報』第六十一輯、第六十二輯、一九七一年十月、一九七二年一月、天理、朝鮮學會)

木下禮仁「金傳告身について」(『三國遺事考證』中卷、一九七九年、東京、

塙書房)

木下禮仁「『三國遺事』金傳大王條にみえる「册尚父詔」についての一考察―唐告身との関連性によせて―」(『朝鮮學報』第九十三輯、一九七九年、天理、朝鮮學會)

周藤吉之「高麗初期の中樞院、後の樞密院の成立とその構成―唐宋・五代・宋初の樞密院との関連に於いて―」(『朝鮮學報』第一一九・二〇輯、一九八六年七月)、『宋・高麗制度史研究』所收、一九九二年、東京、汲古書院)

\*

\*

\*

邊太燮「高麗時代中央政治機構の行政體系―尙書省機構を中心に―」(『歴史學報』第四十七輯、一九七〇年)、『高麗政治制度史研究』所收、一九七一年、ソウル、一潮閣)

李泰鎮「高麗宰府の成立」(『歴史學報』第五十六輯、一九七二年、ソウル、歴史學會)

李基白「貴族的政治機構の成立」(『韓國史』五、一九七五年)、『高麗貴族社會の形成』所收、一九九〇年、ソウル、一潮閣)

李基東「羅末麗初近侍機構と文翰機構の擴張―中世的側近政治の志向―」(『歴史學報』第七十七輯、一九七八年、ソウル、歴史學會)、『新羅骨品制社會と花郎徒』所收、一九八四年、ソウル、一潮閣)

邊太燮「高麗初期の政治制度」(『韓治勛博士停年紀念史學論叢』所收、一九八一年、ソウル、知識産業社)

張東翼「惠謨の大禪師告身に對する檢討―高麗僧政體系の理解を中心に―」(『韓國史研究』第三十四輯、一九八一年、ソウル、韓國史研究會)

張東翼「金傳の册尚父詔に對する一檢討」(『歴史教育論集』第三輯、一九八二年十一月、大邱、慶北大學校師範大學歴史教育科)